

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について(第4四半期)

	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	管理運営用 令和5年度大阪市立弘済院電話交換設備整備業務委託	02:01:09:その他保守点検整備	日新ネットワークス株式会社 代表取締役 竹田 仁茂	15,293,850	2024/1/26	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G4 既契約と密接不可分 (保守業務対応)	
2	【栄養部】業務用冷凍庫点検作業	01:02:03:冷凍設備	ホシザキ阪神株式会社 代表取締役 田中 裕一	12,650	2024/1/29	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-
3	令和5年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 浴室壁付サーモスタット混合水栓修繕	13:26:01:その他	株式会社モリテック 代表取締役 西 恵子	154,000	2024/2/14	地方自治法施行令 167条の2 第1項 第5号	K9 緊急 (設備復旧業務)	-
4	令和5年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 2階居室南系統換気設備修繕	13:26:01:その他	株式会社モリテック 代表取締役 西 恵子	1,733,050	2024/2/1	地方自治法施行令 167条の2 第1項 第5号	G23 緊急 (設備応急業務)	-
5	令和5年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 殺菌庫修繕	13:26:01:その他	株式会社フジマック 大阪営業第二部 部長 山下 義昭	22,352	2024/2/2	地方自治法施行令 167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー修繕)	-
6	令和5年度大阪市立弘済院自動火災報知設備修繕業務委託	01:04:01:火災報知器・消火設備・避難用設備等	ホーチキ株式会社 関西支店 執行役員支店長 三好 和浩	858,000	2024/2/9	地方自治法施行令 167条の2 第1項 第5号	G12 緊急 (防災設備復旧業務)	-
7	【第2医局】電子カルテ用プリンター修繕	13:26:01:その他	リコージャパン株式会社 デジタルサービス 営業本部 大阪支社 北大阪営業部 部長 土岐 雄一	28,600	2024/2/27	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度大阪市立弘済院電話交換設備整備業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪府大阪市淀川区木川東3丁目-2-12

業者名 日新ネットワークス株式会社

代表者 代表取締役 竹田 仁茂

## 3 随意契約理由

本業務は、電話交換設備の経年劣化した機器の更新を行い、データのバックアップ及び復元、機能の再設定を行うものである。

本業務は、本設備を構成する部品について整備するものであり、機器の構造、部品の形状や規格等が各社異なることから、本業務を履行するためには、本院の電話交換機の構造を熟知しており、かつ製造業者より純正部品を円滑に納入可能であることが、整備を行うにあたり不可欠である。

本業務は、現在通信設備の保守を行っている業務と密接不可分の関係にあり、上記以外の業者が実施すると責任の所在が不明確となるため、製造業者の代理店でもある上記業者と契約を実施するものとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市福祉局弘済院管理課（庶務グループ）

電話番号：06（6871）8002

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

【栄養部】業務用冷凍庫点検作業

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市淀川区木川東 3 丁目 1 番 34 号

会社名 ホシザキ阪神株式会社

代表者 代表取締役 田中 裕一

### 3 随意契約理由

当院栄養部厨房で使用中の業務用冷凍庫は、検査食を - 20 前後で冷凍保存するために使用しており、故障により使用ができないため早急に点検を行い、修理可否の判断をする必要がある。

業務用冷凍庫は、特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、機器メーカーのホシザキ株式会社の販売窓口かつ修理代理店である上記事業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号：06 - 6871 - 8034

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム  
浴室壁付サーモスタット混合水栓修繕

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市淀川区木川東2-8-29  
事業者名 株式会社モリテック  
代表者 代表取締役 西 恵子

### 3 随意契約理由

第2特別養護老人ホームの浴室内の混合水栓に不具合が生じ、注水時に熱湯や水に偏るなど、お湯はりの温度調整ができない状態となった。

利用時にはシャワーの使用に切替える等の対応を行っているが、入浴は入所者の大きな楽しみの一つであるとともに、健康に影響を与える恐れや熱傷事故発生リスク等、早急に復旧しないと利用者の安全性を損なう恐れがある。

以上より、緊急工事請負事業者リストにより上記事業者に修繕を依頼する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営グループ）  
電話番号 06（6871）8020

## 随意契約理由書

1 案件名称 殺菌庫修繕

2 契約相手方

所在地：大阪府吹田市垂水町1-41-2

事業者名：株式会社フジマック 大阪営業第二部

代表者：部長 山下 義昭

3 随意契約理由

第2特別養護老人ホームの厨房で包丁や俵板等の殺菌・保管に使用している殺菌庫の殺菌灯が点灯しなくなり、調理用具の殺菌ができない状態となった。

殺菌庫は大腸菌や黄色ブドウ球菌等による食中毒等の防止対策には必要不可欠で早急に復旧しないと利用者の安全性を損なう恐れがある。

当該機器は独自の設計であることから、当該事業者でのみ製造・販売・保守を行っており、部品交換等についても他の事業者では部品の手配や不具合個所の交換・修繕を行うことができない。

以上の理由により、上記事業者と特名随意契約を締結する。

4 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営グループ）

電話番号 06-6871-8020

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度大阪市立弘済院自動火災報知設備修繕業務委託

### 2 契約の相手方

ホーチキ株式会社関西支店

執行役員支店長 三好 和浩

### 3 随意契約理由

令和6年1月10日に第1電気室2階にある附属病院・別館用受信機が誤作動し、中央監視室防災監視盤に火災信号が発報したため、吹田北消防署が緊急出動した事案が発生した。昨夏にも同様の事案が発生しており、早急に改善することが求められる。

本防災設備は常に正常に稼働できる状態を保たなければならない設備で、早急に誤作動の原因調査を行い、原因と思われる部品を交換し、中央監視盤受信盤で監視できるよう復旧する必要がある。

以上より、緊急工事業者リストに基づき、上記業者に消防設備緊急修繕を依頼する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務グループ）

電話番号 06-6871-8002

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

【第2医局】電子カルテ用プリンター修繕

### 2 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町34番5号

会社名 リコージャパン株式会社

デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部

代表者 部長 土岐 雄一

### 3 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコー社製であり、当機器の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、当該事業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号：06-6871-8034

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 2階居室南系統換気設備修繕

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市淀川区木川東2-8-29

業者名 株式会社モリテック

代表者 代表取締役 西 恵子

### 3 随意契約理由

第2特養の2階居室南系統用の排気ファン（EF-11）が故障し、居室7室（25～31号室）の換気が出来なくなった。

第2特養の居室は入所者の特性上、窓が開かないようにしており、各室に備えられている便所にも外気への開口部が無いため、送風機及び排気ファンによる機械排気が行われている。

排気ファン（EF-11）の不具合は、内蔵モーターのベアリングが経年劣化により破損し、ロックがかかり回転しなくなったことが主な原因と推測されるが、排気ファンは消音ボックス入りの特殊形状であり、工場への持ち帰りによる分解整備が必要であるとともに内蔵モーターは旧製品であることから、納品には相当の時間を要する。

また、経年劣化によりモーター以外の不具合が生じている可能性も高く、新たな部品の発注が必要となると復旧までにはかなりの時間を要することとなる。

排気ファンは、「換気設備」全体の要求性能を元に、寸法・形状・性能（風量・静圧・回転数等）を勘案し選定する必要があるが、全体の整合をとらなければエネルギーの損失や、騒音・振動・破損などの不具合を引き起こす恐れがあることから、現行品と同一メーカーの後継機種を選定しなければならない。

さらに排気ファンの故障は、居室内の空気の循環が滞り、臭気や浮遊するウィルス等が滞留することとなり、入所者の健康に重大な影響を与えるなど、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定める「建築物環境衛生管理基準」を維持するためにも速やかに復旧させる必要がある。

上記のことから、緊急工事請負業者リストにより当該機器の部品を取扱い、年度内での修繕を行うことが可能な上記事業者に修繕を依頼する。

### 4 根拠法令

地方自治法第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営） 06（6871）8020